

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	母子保健法による保健指導等に関する事務、及び妊婦のための支援給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、母子保健法による保健指導等に関する事務、及び妊婦のための支援給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和7年5月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法による保健指導等に関する事務、及び妊婦のための支援給付に関する事務
②事務の概要	<p>藤沢市が住民を対象とする妊婦及び乳幼児の訪問・健診を適切に行い、母子保健の向上を図るためには、市民の居住・生年月日および健診の受診履歴に関する正確な情報が整備されていなければならないため、母子保健法及び子ども・子育て支援法に基づき以下の事務を行っている。</p> <p>(1) 妊娠届、出生連絡票受理時の妊婦及び新生児の個人情報の確認及び入力 (2) 母子訪問指導対象者の抽出 (3) 電話による状況確認および保健指導 (4) 訪問指導及び健診の実施状況及び結果の管理 (5) 乳幼児健診対象者の抽出及び通知発送 (6) 医療機関から送付された予診票に基づく乳児健診(4か月児・9～10か月児)の受診履歴及び結果の管理入力 (7) 幼児の集団健診(1歳6か月児・2歳児歯科・3歳6か月児)の受信履歴及び結果の管理入力 (8) 健診結果で要観察・要医療・要指導等の処遇に応じた必要な対応を行う (9) 医療機関から未熟児の継続看護依頼を受け、未熟児の情報照会・訪問指導及び他機関依頼・報告者リストの作成を行う (10) 未熟児の家庭に対する、訪問や電話にて把握した情報に基づく未熟児対象の教室の紹介 (11) 市外で妊婦健診を受けた妊婦に対する助成金制度の審査のための情報確認 (12) 妊婦のための支援給付の申請受付・支給</p> <p>藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 妊産婦に対する保健指導の実施 (2) 新生児および未熟児の訪問指導の実施 (3) 乳幼児健康診査の実施 (4) 妊娠の届出の受理および届出に係る事実の確認 (5) 母子健康手帳の交付・再交付および交付台帳の整備 (6) 低体重児の届出の受理および届出に係る事実の確認 (7) 妊婦のための支援給付の申請・支給に係る事実の確認</p>
③システムの名称	保健所・保健センター業務情報システム(業務共通システム、母子保健サブシステム) 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表 70、127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条 (番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条における情報提供の根拠) 42、48、71、80、95、112、125、161の項 (番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条における情報照会の根拠) 95、96、155の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども青少年部 親子すこやか課
②所属長の役職名	親子すこやか課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-0022 藤沢市鵜沼2131番地の1 藤沢市役所 子ども青少年部 親子すこやか課 0466-50-3522
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
	[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [十分である]
判断の根拠	自庁システムの副本登録画面について、必要最低限の人数、情報の範囲となるよう、職員のアクセス権限の設定及びアクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトの徹底、住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する等、必要な対応を行っているため、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 4.情報提供 ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 56-2の項(別表第二における情報照会の根拠) 70の項	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 56-2の項(別表第二における情報照会の根拠) なし(情報照会を行わない)	事後	子ども健康課では行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の70の項で定める「母子保健法による費用の徴収に関する事務」に該当する事務を実施している
平成31年2月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子ども健康課長 高橋 徹	子ども健康課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年2月28日	IV リスク対策	なし	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	表紙 評価書名	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する事務 基礎項目評価書	事前	
令和2年3月13日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	藤沢市は、母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務～以下省略～	藤沢市は、母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する事務～以下省略～	事前	
令和2年3月13日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する事務	事前	
令和2年3月13日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	藤沢市が住民を対象とする妊婦及び乳幼児の訪問・健診を適切に行い、母子保健の向上を図るためには、市民の居住・生年月日および健診の受診履歴に関する正確な情報が整備されていないなければならないため、母子保健法に基づき以下の事務を行っている。 (1) 妊娠届、出生連絡票受理時の妊婦及び新生児の個人情報の確認及び入力 (2) 母子訪問指導対象者の抽出 (3) 電話による状況確認および保健指導 (4) 訪問指導及び健診の実施状況及び結果の管理 (5) 乳幼児健診対象者の抽出及び通知発送 (6) 医療機関から送付された予診票に基づく乳児健診(4か月児・9～10か月児)の受診履歴の入力 (7) 幼児の集団健診(1歳6か月児・2歳児歯科・3歳6か月児)の結果の管理 ～以下省略～	藤沢市が住民を対象とする妊婦及び乳幼児の訪問・健診を適切に行い、母子保健の向上を図るためには、市民の居住・生年月日および健診の受診履歴に関する正確な情報が整備されていないなければならないため、母子保健法に基づき以下の事務を行っている。 (1) 妊娠届、出生連絡票受理時の妊婦及び新生児の個人情報の確認及び入力 (2) 母子訪問指導対象者の抽出 (3) 電話による状況確認および保健指導 (4) 訪問指導及び健診の実施状況及び結果の管理 (5) 乳幼児健診対象者の抽出及び通知発送 (6) 医療機関から送付された予診票に基づく乳児健診(4か月児・9～10か月児)の受診履歴及び結果の管理入力 (7) 幼児の集団健診(1歳6か月児・2歳児歯科・3歳6か月児)の受信履歴及び結果の管理入力 ～以下省略～	事前	
令和2年3月13日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル	母子保健情報	母子保健情報ファイル	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 56-2の項(別表第二における情報照会の根拠) なし(情報照会を行わない)	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 56-2、69-2の項(別表第二における情報照会の根拠) 69-2の項	事前	
令和2年3月13日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	0466-25-1111(内)2661	0466-50-3567	事後	
令和2年3月13日	II しきい値判断項目 1 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人が	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月13日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月16日時点	令和元年12月31日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和3年3月12日	IV リスク対策	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続[] 接続しない(入手)[○]接続しない(提供)	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続[] 接続しない(入手)[]接続しない(提供)	事後	
令和3年3月12日	IV リスク対策	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か []	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	子ども青少年部 子ども健康課	健康医療部 健康づくり課	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子ども健康課長	健康づくり課長	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 5.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	〒251-0022 藤沢市鶴沼2131番地の1 藤沢市役所 子ども青少年部 子ども健康課 0466-50-3522	〒251-0022 藤沢市鶴沼2131番地の1 藤沢市役所 健康医療部 健康づくり課 0466-50-3522	事後	
令和3年12月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 56-2、69-2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 69-2の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 56-2、69-2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 69-2の項	事後	番号法第19条の改正に伴う変更
令和6年12月16日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年12月31日時点	令和5年12月1日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和6年12月16日	I 関連情報 3. 番号法の利用	番号法第9条第1項及び別表第一 49の項	番号法第9条第1項及び別表 70の項	事後	番号法別表の改正に伴う変更
令和6年12月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 56-2、69-2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 69-2の項	番号法第19条第8号及び番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条 (番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条における情報提供の根拠) 42、48、71、80、95、112、125、161の項 (番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条における情報照会の根拠) 95、96の項	事後	番号法別表の改正に伴う変更
令和7年5月12日	I 関連情報 4. 評価実施機関における担当部署	①部署 健康医療部 健康づくり課 ②所属長の役職名 健康づくり課長	①部署 子ども青少年部 親子すこやか課 ②所属長の役職名 親子すこやか課長	事後	組織改正に伴う変更
令和7年5月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康医療部 健康づくり課	子ども青少年部 親子すこやか課	事後	組織改正に伴う変更
令和7年5月12日	評価書名	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する事務 基礎項目評価書	母子保健法による保健指導等に関する事務、及び妊婦のための支援給付に関する事務 基礎項目評価書	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月12日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	藤沢市は、母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	藤沢市は、母子保健法による保健指導等に関する事務、及び妊婦のための支援給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和7年5月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する事務	母子保健法による保健指導等に関する事務、及び妊婦のための支援給付に関する事務	事後	
令和7年5月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	藤沢市が住民を対象とする妊婦及び乳幼児の訪問・健診を適切に行い、母子保健の向上を図るためには、市民の居住・生年月日および健診の受診履歴に関する正確な情報が整備されていないなければならないため、母子保健法に基づき以下の事務を行っている。	藤沢市が住民を対象とする妊婦及び乳幼児の訪問・健診を適切に行い、母子保健の向上を図るためには、市民の居住・生年月日および健診の受診履歴に関する正確な情報が整備されていないなければならないため、母子保健法及び子ども・子育て支援法に基づき以下の事務を行っている。	事後	
令和7年5月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	新規	(12) 妊婦のための支援給付の申請受付・支給	事後	
令和7年5月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	新規	(7) 妊婦のための支援給付の申請・支給に係る事実の確認	事後	
令和7年5月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表 70の項	番号法第9条第1項及び別表 70、127の項	事後	
令和7年5月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第十九条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条 (番号法第十九条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条における情報提供の根拠) 42、48、71、80、95、112、125、161の項 (番号法第十九条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条における情報照会の根拠) 95、96の項	番号法第19条第8号及び番号法第十九条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条 (番号法第十九条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条における情報提供の根拠) 42、48、71、80、95、112、125、161の項 (番号法第十九条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条における情報照会の根拠) 95、96、155の項	事後	